

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられました。この引上げ分の税収については、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）やその他の社会保障施策に要する経費に充てられるとともに、その用途について明確化することとなっております。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 135,438千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,257,220千円

(単位:千円)

事業名	令和7年度 当初予算額	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国・県支出金	町 債	そ の 他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	そ の 他	
社会福祉	障がい者福祉事業	412,545	279,473		321	11,641	121,110
	高齢者福祉事業	94,662	182	200	32,476	5,321	56,483
	児童福祉事業	733,308	159,414	27,600	52,706	41,920	451,668
	母子福祉事業	7,128	3,564			308	3,256
	小 計	1,247,643	442,633	27,800	85,503	59,190	632,517
社会保険	国民健康保険事業	105,312	43,368			5,349	56,595
	介護保険事業	271,129	14,164			22,198	234,767
	後期高齢者医療事業	259,465	52,138			17,947	189,380
	小 計	635,906	109,670	0	0	45,494	480,742
保健衛生	健康づくり推進事業	37,421	2,627		2,279	2,858	29,657
	疾病予防対策事業	32,786			2,200	2,642	27,944
	母子保健事業	20,349	6,072		6,400	658	7,219
	医療施策事業	283,115				24,596	258,519
	小 計	373,671	8,699	0	10,879	30,754	323,339
合 計	2,257,220	561,002	27,800	96,382	135,438	1,436,598	

※事務費及び人件費は、事業費(予算額)から除外しています。